

理事長	施設長	受付
		

監指第 1115 号  
平成29年 1月24日

社会福祉法人 みずほ厚生センター  
理事長 大塚 恭弘 殿

大分県知事 広瀬 勝 貞



児童福祉施設の指導監査結果について（通知）

先般、貴法人が経営する「みずほ学園」（福祉型障害児入所施設・経過的施設入所支援・経過的生活介護）について指導監査を実施した結果、文書で回答を要する指導事項は認められませんでした。

なお、別紙の指導事項に留意され、今後とも一層の利用者の処遇向上と事業の適正な運営に努められるようお願いいたします。

【回答の必要のない指導事項】

以下の指導事項については文書回答の必要はありませんが、次の実地指導の中で改善状況を確認します。

（福祉型障害児入所施設・経過的施設入所支援・経過的生活介護 共通）

1 重要事項説明書について

- (1) 「6. サービスの内容」の「(2) 給付費対象外サービス内容」中「昼食11：30～」とあるが、実際の運用にあわせて「昼食12：00～」に改めること。
- (2) 「6. サービスの内容」の「(2) 給付費対象外サービス内容」中「の写し」を削除すること。

2 個別支援計画について

- (1) 個別支援計画の利用者及び保護者の署名・押印欄に、署名者の障害等を理由にやむを得ず施設職員等が代筆を行った場合は、余白に代筆者が職・氏名等を記載しておくこと。
- (2) 個別支援計画の作成及びモニタリングに際して、利用者及び保護者に面接しなければならないが、その記録が残されていないので、児童発達支援管理責任者は、利用者及び保護者の面接の記録を作成、保存すること。  
また、作成した個別支援計画の家族等の要望欄が、特段の理由もなく空欄になっている事例が認められたので、面接により把握した要望を記載すること。
- (3) 小規模グループケアは、個別支援計画に記載した小規模グループケアの内容に基づき支援するものであるが、実際に個別支援計画に記載されているのは、女性グループは一部の利用者によるユニット食、男性グループは自力による洗濯と、限定的な内容に止まっている。

小規模グループケアは、できる限り家庭的な環境の中で、職員との個人的な関係を重視したきめ細かなケアを行うものであるため、個別支援計画には、小規模グループケアに係るより手厚い支援内容を盛り込むよう検討すること。



琢人

### 3 栄養ケア計画について

(1) 栄養ケア変更計画は、利用者又は保護者に説明して同意を得なければならないが、保護者等の署名・押印欄が空欄であったり、電話で説明し同意を得たとしていたり、手続きに不備が認められた。

栄養ケア計画は、概ね3月を目途に栄養スクリーニングを実施し、その結果計画を見直す必要性が判断され、変更計画書を作成した場合は、必ず保護者等に説明して同意を得ること。

なお、栄養スクリーニングが2箇月又は4箇月で実施されている事例が認められたので、概ね3月の定期実施とすること。

また、計画の書面上、作成日と実施の始期がどちらも明確になるように留意すること。

(2) 栄養ケア計画書の栄養状態のリスク欄は、低・中・高のいずれかにチェックを入れる書式になっているが、チェックマークの記入漏れが散見されたので、適切に処理すること。

(3) 栄養状態が低リスクから中リスクに悪化した利用者について、栄養ケア計画の見直しが行われていなかったが、特にリスクが悪化した利用者については、直ちに計画修正の検討を行うなど、適切な栄養ケア・マネジメントを実施すること。

### 4 給食について

食事サービス提供業務委託により給食を実施しているが、調理員等の健康診断の実施状況及び検便結果の確認に当たって、受託業者の都合で、実際の調理員とは異なる者の報告が行われ、それを受理していたので、貴施設内で実際に調理等に従事する全員について、健康診断の実施状況及び検便結果の報告を求めること。

### 5 運営規程について

第2条第5項中「法」の次に「、「指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年大分県条例第69号)」を加え、「第69号及び」を削ること。

### 6 従業者を対象とした研修について

職員会議を利用して、人権擁護・虐待防止に関する研修や従業者の資質の向上を図るための研修が行われているようであるが、全般的にその実績を説明できるような記録が十分に整備されていない。事業所内研修を実施した際は、日時、場所、参加者、研修内容、研修資料等を整理した研修記録を作成し、保存すること。

### 7 非常災害対策について

平成28年1月及び3月においては、「定期的な避難訓練、救出訓練その他必要な訓練」が行われていなかったが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生労働省令第63号)第6条第2項に基づき、避難及び消火に対する訓練は少なくとも毎月1回は実施し、その記録を作成、保存すること。

### 8 利用者預り金について

利用者預り金については、毎月末に施設長が一覧表の残高を確認しているが、平成28年4月～8月までの間、一覧表の定期預金の額が100万円計上漏れになっていた事例が認められたので、預り金に係る記帳と残高確認には十分留意すること。

以上